解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

名古屋市中区栄一丁目五番二二号

名古屋乗用自動車厚生年金基金

代表清算人　森　博一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年一月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十七年三月二十七日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

兵庫県明石市山下町六番五号

準学校法人明石ドレスメーカー学院

清算人　岡本　弥生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道深川市一已町字一已三七番地、最後の住所北海道新冠郡新冠町字北星町八番地の七七　被相続人　亡　田所　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

北海道日高郡新ひだか町静内御幸町三丁目一番七八号二階

相続財産管理人　原　英士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所北海道釧路市愛国三九番地九九三　被相続人　亡　工藤　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

北海道釧路市幸町七丁目二番六号ハーパーシティサトウ一階　梅地理法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅地　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市幸町七丁目二番六号ハーパーシティサトウ一階　梅地理法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅地　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所北海道釧路市白樺台通五丁目二番一六号　被相続人　亡　太田　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

北海道釧路市幸町七丁目二番六号ハーパーシティサトウ一階　梅地理法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅地　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所北海道釧路市白樺台四丁目一八番一八号　被相続人　亡　三浦　敏文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

北海道釧路市幸町七丁目二番六号ハーパーシティサトウ一階　梅地理法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅地　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市朝倉町九五六番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　斉木　福次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二〇二

相続財産管理人　弁護士　宮嵜　文恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市桜町六丁目九番、最後の住所埼玉県川口市桜町六丁目九番二六号　被相続人　亡　横尾　孝宣

平成二十七年四月二十四日

北海道釧路市幸町七丁目二番六号ハーパーシティサトウ一階　梅地理法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅地　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所北海道釧路市白樺台通五丁目二番一六号　被相続人　亡　太田　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

北海道釧路市幸町七丁目二番六号ハーパーシティサトウ一階　梅地理法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅地　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所北海道釧路市白樺台四丁目一八番一八号　被相続人　亡　三浦　敏文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

北海道釧路市幸町七丁目二番六号ハーパーシティサトウ一階　梅地理法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅地　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市朝倉町九五六番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　斉木　福次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二〇二

相続財産管理人　弁護士　宮嵜　文恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市桜町六丁目九番、最後の住所埼玉県川口市桜町六丁目九番二六号　被相続人　亡　横尾　孝宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―四―六市民文化センタービル三階A号室　栗原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗原　隆之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区南太田二丁目一六〇番地二、最後の住所横浜市戸塚区平戸町五四三四番地二　クレストコート東戸塚Ⅰ―二〇一号　被相続人　亡　佐瀬　俊光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

横浜市中区尾上町一丁目四番地一　関内ST ビル五階

相続財産管理人　弁護士　林　薫男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市佐渡三六六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩下　助松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

事務所新潟県加茂市新栄町一五番三六号

相続財産管理人　司法書士　鈴木　利益

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県東八代郡富士見村今井七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　風間　幹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

山梨県甲府市中央一丁目一二番二二号マリアージュビル六〇二颯法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　理恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市川面六丁目二五番地、最後の住所京都府亀岡市河原林町河原尻上砂股一〇〇番地亀岡園　被相続人　亡　後中　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

事務所京都府亀岡市大井町土田二丁目一二番一九号あしはらマンション二階

相続財産管理人　司法書士　酒井　紀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市緑が丘一四六〇番地、最後の住所大阪府大阪市平野区長吉川辺三丁目九番一〇―一〇〇七号　被相続人　亡　小豆畑公男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十四日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所

相続財産管理人　酒井　卓也

第42期決算公告

平成27年3月26日

茨城県笠間市鯉淵6241番地6

キヤノンモールド株式会社

代表取締役　友常　洋一

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,313,642
	固定資産	3,739,756
	合計	7,053,398
負債及び純資産の部	流動負債	2,452,352
	固定負債	498,005
	株主資本	4,103,041
	資本金	32,000
	利益剰余金	4,071,041
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	4,063,041
	（うち当期純利益）	（225,447）
	合計	7,053,398